

平成 27 年度 有明の丘研修(第 2 期)テスト

H27 年度第 2 期_防災基礎コース 確認テスト (解答)

次の説明が正しいと思う場合は○を、誤っていると思う場合は×を記載して下さい。

Q 1 : 災害対策基本法の規定により、中央防災会議は防災基本計画、指定行政機関と指定公共機関は防災業務計画、都道府県防災会議と市町村防災会議などは地域防災計画を作成するよう義務付けられている。
(○)

Q 2 : 災害対策基本法の改正により、市町村は罹災証明の発行が義務付けられることとなった。(○)
* 平成 25 年に改正された災害対策基本法第 90 条の改定により義務化された。

Q 3 : 災害対策基本法の改正により、地域コミュニティにおける自発的な防災計画を市町村防災会議に提案することができるようになった。(○)
* 平成 26 年度に改正された災害対策基本法第 42 条の規定により、地区居住者による計画提案の制度が定められた。

Q 4 : 災害救助法が適用された場合、救助の実施主体は市町村である。(×)
* 災害救助法が適用された時点で、実施主体は都道府県である。市町村は都道府県の実施を補助することとなる。都道府県は救助事務の一部を市町村に委任することが可能。

Q 5 : 気象庁は台風の勢力を、風速をもとにした「大きさ」と、雨量をもとにした「強さ」で表わす。(×)
* 正しくは強風域の半径をもとにした「大きさ」と、最大風速をもとにした「強さ」である。

Q 6 : 大雨による山崩れの土塊が、砕けながら谷間に滑り落ち、増水した谷の水と混じりあって谷底を高速で流れ下る現象を地すべりという。(×)
* 地すべりではなく、土石流である。

Q 7 : 津波は海底で起きた地殻変動によって発生する。(○)

Q 8 : 津波は海が深いほど遅く伝わる (×)
* 正しくは、海が深いほど速く伝わる。

Q 9 : 気象庁以外の者は火山現象の警報はしてはならない。但し、火山噴火予知連絡会委員には警報が認められている。(×)
* 気象庁以外の者が行ってはならない。

Q 10 : 火山ハザードマップや避難計画の策定、噴火警戒レベル設定などを行う火山防災協議会の設置は義務化されている。(○)

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。
テスト用紙原本はお帰りの際にご提出下さい

H27 年度第 2 期_減災対策コース 確認テスト（解答）

次の説明が正しいと思う場合は○を、誤っていると思う場合は×を記載して下さい。

Q 1 : 南海トラフ地震の被害想定について、都道府県等が被害想定を行う場合、政府の被害想定のを超えるべきでないとされている。(×)

想定される被害には地域性を考慮するなど、複数の被害シナリオの検討等に留意するものである、と防災基本計画に記載されている。

Q 2 : 災害対策に当たっては、災害の発生を完全に防ぎきることは不可能であるとの考えから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図るという「減災」の用語を災害対策基本法に盛り込んだ。(×)

減災の「考え方」は防災の基本理念においているが、減災という「用語」自体は使われていない。

Q 3 : 阪神・淡路大震災と東日本大震災時における出火原因の大半は電気関係の出火が原因であった。このような背景により、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める感震ブレーカーの普及がすすめられている。(○)

Q 4 : ボランティアという用語が初めて日本の法律に記載されたのは、東日本大震災後の 2013 年の災害対策基本法での改正時であり、国・地方公共団体はボランティアとの連携に努めなければならない、という一文が追記された。(×)

ボランティアという語が初めて記載されたのは、阪神・淡路大震災後の 1995 年に改正された災害対策基本法である。東日本大震災後の改正時に、ボランティアとの連携という言葉が追記された点は正しい。

Q 5 : 災害ボランティアセンターが果たす役割は、以下の 3 つである。(○)

- ・被災者のニーズを把握する
- ・ボランティアとボランティア活動のマッチングコーディネートを行う
- ・ボランティア活動の衛生や安全を確保する

Q 6 : 企業が防災を考える上で、1) 組織員の人命・生活を守る、2) 企業としての存続・加害者にならない、3) サプライチェーンに大きな被害をもたらさない 4) 地域生活を守る、5) 災害発生時の企業の責務を果たす、という 5 つの視点がある。(○)

Q 7 : B C P に盛り込むべき計画内容として、適切なものは、「発災直後の応急対応計画」、「平常時の事前対策計画」及び「訓練・維持管理・継続的な改善の計画」である。(○)

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。

Q 8 : 防災意識啓発に係る取組には、様々な方法があり、例えば、防災まちあるきなどで自分の居住地域の危険な場所を再認識し、住民を交えて防災マップを作ることで、住民の防災意識の向上などにつながる。
(○)

Q 9 : クロスロードは、判断が難しい事例を考えながら、全員が的確な選択ができるようになるゲームである。
(×)

クロスロードは、災害時に直面する課題に対し状況に応じて適切な判断をイメージするものであり、多様な価値観があること、正解がないこともある、という気づきを促すゲームである。

Q 10 : 防災まちづくりに大切なことは、自分たちでやりたいから実施するという「内発性」と、実施しながら内容を発展させていくという「自律発展」という2つの要素がある。(○)

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。

H27 年度第 2 期_訓練企画コース 確認テスト（解答）

次の説明が正しいと思う場合は○を、誤っていると思う場合は×を記載して下さい。

Q1：訓練企画はまずは技法を設定してから、状況認識やねらいの設定等を決めていくプロセスが重要である。(×)
技法の設定よりも、状況認識やねらいを決めてから技法を設定することが重要である。

Q2：訓練企画における「評価／検証」は、訓練終了後に行う事とし、訓練中に行うことは望ましくない。(×)
「評価／検証」は、訓練終了後だけでなく、訓練中にも行って適宜修正してもよい。

Q3：平成 27 年度総合防災訓練大綱において、南海トラフ地震等を想定し、各地域で、関係地方公共団体等と連携し、緊急災害現地対策本部運営訓練を実施することが定められている。(○)

Q4：「津波対策の推進に関する法律」において、毎年 9 月 1 日は、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため、津波防災の日として設けられている。(×) **津波防災の日は 11 月 5 日。**

Q5：訓練を企画、実施した後に、検証し、計画を見直すという P D C A サイクルによって訓練を回していく事が重要である。(○)

Q6：災害時には、思ってもみなかったような環境に直面する中で、苦悩し、工夫し、新たな知恵を生み出しながら災害を乗り越える努力を行うこととなる。この過程を体系的に整理し、災害現場に居合わせなかった人々が災害の実態を疑似体験できるものが、災害エスノグラフィーである。(○)

Q7：災害エスノグラフィーを読み疑似体験をすることで、暗黙知を形式知にすることができる。言語化、体系的整理がされた形式知は、評価・検討することで、それを知恵として活用することができる。(○)

Q8：図上シミュレーション方式の訓練の参加者は、事前に計画やマニュアルを習熟しておくことが不可欠で、訓練の際に失敗することは許されない。(×)
訓練での失敗＝訓練の成功ととらえ、実際の災害対応への課題にする。

Q9：図上シミュレーション方式の訓練シナリオを作成する際には、業務に関する知識（内容、実施手順、連携先等）に加え、災害・防災に関する知識を十分得ておくことが必要である。(○)

Q10：東日本大震災を受けた災害対策基本法の一部改正では、「市町村防災計画は地区居住者等が協働して行う防災訓練に定めることができる」、「地方公共団体の住民が防災に寄与することの例示として、防災訓練を追加すること」と位置づけられ、訓練や演習のニーズが高まっている。(○)

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。
テスト用紙原本はお帰りの際にご提出下さい

H27 年度第 2 期_警報避難コース 確認テスト（解答）

次の説明が正しいと思う場合は○を、誤っていると思う場合は×を記載して下さい。

- Q1: 警報避難で理解すべき 3 つの基本要素は、ハザード、警報（気象警報・土砂災害警戒情報・避難勧告等）、避難の 3 つである。（ ○ ）
- Q2: 気象現象には、「天気図」で表現できるスケールと、「気象レーダー」で表現できるスケールがある。科学技術が進歩し、両者とも、ほぼ確実に予想できる状況となった。（ × ）
「気象レーダー」については、最新の科学技術をもってしても、時間、場所、量を絞り込み、避難や防災対応等に要する時間を確保した予測を行うことは困難な状況にある。
- Q3: 都道府県知事は、気象庁その他の国の機関から災害に関する警報等の通知を受けたとき、地域防災計画等の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をする旨が、災害対策基本法に規定されている。（ ○ ）
- Q4: 災害発生が夜間、早朝になることが予想される場合、避難勧告等の発令は行わずに、災害発生直前まで検討をする必要がある。また従来の避難所への避難のことだけを「避難行動」と定義し、家屋内に留まって安全を確保することは含まれない。（ × ）
避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合でも空振りを恐れずに早めに避難準備情報、避難勧告等を出すことが基本である。また屋内に留まり安全確保することも「避難行動」の一つとされた。
- Q5: 避難を安全確保行動として分類した場合、近隣の安全を確保できる場所への移動、もしくは自宅等建物の上階などへの移動を行う「いのちを守るための避難」(Evacuation) と、居住地と異なる避難先で一定期間の避難生活を送る「仮の生活を支えるための避難」(Sheltering) の大きく 2 種類の視点がある。（ ○ ）
- Q6: 避難所の適不適判定手順（集中豪雨対応）では「1、対象とする施設を決める⇒2、考慮すべきハザードを明らかにする⇒3、降雨状況の意味を明らかにする⇒4、当該避難所での対応基準を明らかにする。」という手順で行う。（ ○ ）
- Q7: 土砂災害警戒情報の発表をもって避難勧告を発する判断基準の基本とすべきである。土砂災害警戒の判定基準を超過した領域（メッシュ）が増加した場合は、当該領域にかかる地域に対して速やかに「避難勧告」の発令を検討すべきである。（ ○ ）
- Q8: 広島土砂災害での教訓では、土砂災害は予兆がはっきりした災害であるため、タイムライン計画を作りやすい。（ × ）
土砂災害は予兆が掴みにくい災害であり、タイムライン計画にのりにくい。

裏面に続く→

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。

Q9：災害対応業務の効率化を行うには、定型化できる業務と新しい課題に分けて、定型化できる業務は標準対応手順を確立して標準化することにより、災害対応経験が豊富な者や企画立案に長けた者に効率的に業務を行わせることが可能である。新しい業務には、外からの応援に頼ることが望ましい。(×)
定型化できる業務は、標準化することにより外からの応援に頼ることができるので、災害対応経験が豊富な者や企画立案に長けた者を、新しい業務への対応にあたらせることができる。

Q10：タイムラインの作成方法の手順は以下の通りである。

1、災害対応において組織全体としてやるべきことを明らかにする。➡2、災害対応の振り返り結果をWBS（ワークブレイクダウンストラクチャー）形式で整理をする。➡3、WBS を精査して、主管部局・応援部局を決定する。➡4、主管部局・応援部局の間で役割分担を決定する。(○)

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。

H27 年度第 2 期_物資物流・広域行政コース 確認テスト（解答）

次の説明が正しいと思う場合は○を、誤っていると思う場合は×を記載して下さい。

Q 1：物資要請の際は、機能及び代替品でも可能か検討するために、その商品の用途を伝える必要がある。また過不足が無いようにするために、その商品の数量も伝える必要がある。そして確実に商品を渡すためにその商品の受取人を決めておく必要がある。（ ○ ）

Q 2：東日本大震災発災当初の計画では、全国・世界から集まった支援物資を、各県が指定した民間物流施設に一旦集約し、そこで仕分け作業を行ったうえで、各被災地の集積所まで輸送する予定であった。ところが、用意した民間物流施設は、瞬く間に支援物資で満杯になり、新たな物資を受け入れできなくなってしまった。このような状況を解決するためには、次の 5 点のポイントに留意しなければならない。

1) 担当者の設置 2) 物資提供者の把握 3) 避難所ニーズ 4) 配送場所の地図整備 5) 荷姿
(×)

**解説：5 点のポイントは、正しくは 1) 保管スペース 2) 需給バランス 3) 在庫管理
4) 倉庫のロケーション 5) 荷姿 である。**

Q 3：災害対策基本法第 76 条第 1 項において、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を行うことができる。（ ○ ）

Q 4：東日本大震災時は津波で大きな被害が想定される沿岸部への進出のため、通称「楡の歯型」援助ルートを設定した。第 1 段階で縦軸ラインの東北道・国道 4 号を確保し、第 2 段階で横軸ラインの東西ルートを確保し、第 3 段階で太平洋沿岸ルートを確保した。（ ○ ）

Q 5：災害用救援物資の保管に関して、通常のオフィスと物流倉庫では耐荷重が違うため、保管重量には注意が必要である。（ ○ ）

Q 6：大規模災害時の人的支援に関して、被災自治体職員が応急対策業務や災害時特有業務に専念できるよう、応援自治体職員が優先通常業務を率先して担うことが望ましい。（ × ）

解説：組み合わせが逆。被災自治体職員が優先通常業務に専念できるよう、応援自治体職員が応急対策業務や災害時特有業務を率先して担うことが正解。被災自治体において、いかに早く「通常業務」を再開できるようにするかという視点での応援が重要。

Q 7：発災直後に応援を受け入れるために、近隣自治体のみと相互応援協定を締結することが良い。（ × ）

解説：「同時に被災しないこと」、「支援の多チャンネル化」などの観点から、『遠隔地の自治体との協定締結』や『3 以上の自治体による広域応援協定』も有為である。

→裏に続く

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。

Q 8 : 大規模災害の発災直後は、予測ニーズに基づき物資輸送を行う「プル型輸送」、また避難所の状況把握後は、実ニーズに基づき物資輸送を行う「プッシュ型輸送」が適している。(×)

解説 : 組み合わせが逆。発災直後は予測ニーズによる多量少品種輸送の「プッシュ型輸送」が適しており、状況把握後は実ニーズによる少量多品種輸送の「プル型輸送」が適している。

Q 9 : 緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成 7 年に創設されたが、平成 23 年の東日本大震災時に初めて出動した。(×)

解説 : 発足から 20 年で 30 回出動している。地震災害だけではなく、風水害、タンク・工場等火災災害や列車事故などにも出動実績がある。

Q 10 : 要請権者からの要請に基づき、自衛隊が災害派遣実施の適否を判断するにあたり、基準としている 3 要素は、公共性、緊急性、非代替性である。(○)

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。

H27 年度第 2 期_避難者運営・被災者支援コース 確認テスト（解答）

Q 1 : 被災者支援の主体は多様であり、行政はその支援要請や調整を実施する役割を担う。(○)

Q 2 : 災害救助法を適用した場合、救助の実施主体は市町村で、救助の後方支援、総合調整は都道府県である。
(×)

解説：災害救助法を適用した場合、救助の実施主体は都道府県で、市町村は都道府県の補助である。

Q 3 : 避難所における生活環境に必要な設備・備品等は、フェーズごとに優先順位を考慮して整備する。(○)

Q 4 : 救援ボランティアに志願する者は、被災地の自治体や人々の資源を頼ることができるので、独自に資源を用意する必要は特にない。(×)

解説：阪神・淡路大震災で活動したボランティア（神戸ベテランズとして講義で紹介）のノウハウでは、被災地の資源に頼るのではなく、自律的・自己完結的を前提で活動を組み立てることが望ましい。

Q 5 : 避難所は、避難者が希望する限り、できるだけ長期間、開設するべきである。(×)

解説：避難所の効率的運営、避難者の自立支援、避難所となった施設の再開などを考慮して、徐々に集約化し、仮設住宅等への移行を進めるべきである。

Q 6 : 旅館やホテル等も避難生活が必要となった高齢者や障害者等災害要援護者を対象とした避難場所に活用できるが、これは災害救助法の対象とはならない。(×)

解説：災害救助法では、避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能である。

Q 7 : 応急仮設住宅の入居の際は、高齢者の入居が最優先となるよう配慮することが、被災者の早期自立に有効である。(×)

解説：バランスのとれた世帯構成等にきめ細かく配慮することが有効

Q 8 : DMAT が対象とする災害は広域（遠隔地）災害のみである。(×)

解説：広域（遠隔地）災害である地震や津波に加えて、地域災害（電車事故、自動車事故、雪崩、竜巻）も対象である。

Q 9 : 東日本大震災での災害関連死の原因は病院の機能停止によるものがほとんどである。(×)

解説：一番多いものは、避難所等における生活の肉体・精神的疲によるものである。

Q 10 : 広域避難者の孤立解消のためには、見守り支援の体制を確立させるだけでなく、避難者と出身自治体を「情報」で結びつけることに留意する。(○)

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。

平成 27 年度 2 期 避難所運営・被災者支援コース：確認テスト問題と回答

2 月 23 日

1 限 「被災者支援の全体像」(田村先生)

- 1、行政は「避難所に避難している被災者」の対応に専念すべきだ。(×)
- 2、被災者支援の主体は多様であり、行政はその支援要請や調整を実施する役割を担う。(○)
- 3、避難所が解消すれば、とりあえず被災者支援は終わりだ。(×)
- 4、避難所と仮設住宅は直接の関係性はない。(×)
- 5、市町村長は「被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約」した被災者台帳を作成することができる。(○)

2 限 「災害救助法と生活再建支援法」(内閣府)

- 1、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。(○)
- 2、災害救助法は、災害により市町村等の人口に応じて政令に定める数以上の住家の滅失（全壊）した場合にのみ適用されるものであり、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じただけでは適用できない。(×)
解説：(災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号において、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するときには、災害救助法が適用できる。
- 3、災害救助法を適用した場合、救助の実施主体は市町村で、救助の後方支援、総合調整は都道府県である。(×)
解説：災害救助法を適用した場合、救助の実施主体は都道府県で、市町村は都道府県の補助である。
- 4、あらかじめ指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たしても避難所の対象外である。(×)
解説：あらかじめ指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。
- 5、被災した住民は、自ら市町村へ罹災証明書の申請をして、罹災証明の交付を受けることにより、支援金支給申請を行うことができる。市町村は申請をとりまとめて県に送付し、県はこれを被災者生活再建支援法人である都道府県会館に送付することにより、住宅の被害程度に応じて基礎支援金、住宅の再建方法に応じて加算支援金が、直接、被災者に支給される。(○)

3 限 「避難生活の支援」(浦野氏、五十嵐先生)

- 1、避難所における生活環境に必要な設備・備品等は、フェーズごとに優先順位を考慮して整備する。(○)
- 2、指定避難所については、あらかじめ福祉避難室用のスペースについて考慮しておく必要はない。(×)
- 3、高齢者の避難スペースは、睡眠が良くとれるよう、避難所の一番奥の方がよい。(×)

- 4、 間仕切り用パーティションは、季節や家族の要望を聞きながら配布できるよう準備すべきである。(○)
- 5、 「健康、安全、利便性、快適性」の4つのキーワードから避難所の機能整備の状況を検討するとよい。(○)

4限 「多様な主体による被災者支援」(立木先生)

- 1、行政もボランティアも、災害対応社会組織として、ともに、Domain(活動領域)、Tasks(分業体制)、Resources(独自資源)、Activities(活動)の4つのDTRA機能を完備している。(○)
- 2、救援ボランティアに志願する者は、被災地の自治体や人々の資源を頼ることができるので、独自に資源を用意する必要は特にはない。(×)
解説：阪神・淡路大震災で活動したボランティア(神戸ベテランズとして講義で紹介)のノウハウでは、被災地の資源に頼るのではなく、自律的・自己完結的を前提で活動を組み立てることが望ましい。
- 3、行政は平常時に災害対応において民間団体との協働の必要性を理解するとともに、災害発生直後から民間団体と連携を迅速に進めるための仕組みを決めておく必要がある。(○)
- 4、創発的・多組織ネットワーク(EMON)の達成すべきミッションビジョンを受援計画に位置付けることは望ましい。(○)
- 5、災害時の異組織間連携には中間支援者の力だけで問題を解決することができる。(×)
解説：対境担当者と中間支援者が協働することが望ましい。

5限 「避難所のライフサイクル」(鍵屋先生)

- 1、避難所は、自治体が責任をもって開設、運営しなければならない。(×)
解説：避難所の開設、運営については自治体、地域住民、施設管理者、ボランティア等が協力して行う。
- 2、避難所では、男性と女性を区別すべきではない。(×)
解説：避難所では、女性に配慮した運営をしなければならない。
- 3、避難所では、高齢者、障害者といえどもできることは自分でやるべきである。(○)
解説：避難所では、自分でできることは自分で行う。余力のある人は支援を行い、できない人は支援を求める。
- 4、避難所は、在宅の人も含めた地域の情報、物資配布拠点である。(○)
解説：東日本大震災の教訓を踏まえ、避難所は避難所に避難しただけでなく、在宅の人も含めて地域の情報、物資配布の拠点となった。
- 5、避難所は、避難者が希望する限り、できるだけ長期間、開設すべきである。(×)
解説：避難所の効率的運営、避難者の自立支援、避難所となった施設の再開などを考慮して、徐々に集約化し、仮設住宅等への移行を進めるべきである。

2月24日

1限 「避難所以外の避難生活」(石上先生)

1、自宅避難者の健康状態や服薬状況、介護サービスの提供状況を把握することは、避難所の運営の一環として行うのが良い。(×)

2、福祉避難所は介護が必要な人を主に対象とした避難所である。(×)

解説：福祉避難所の対象者は高齢者、障害者、妊産婦、病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、何らかの特別な配慮を必要とする者を対象としている。

3、福祉避難所に係る経費は、県や当該市町村が単独支出する経費である。(×)

解説：福祉避難所の設置費用は災害救助法の負担対象である。

4、保健、医療、福祉に関連する対策は、司令部機能が有効に働くか否かが重要である。(○)

5、旅館やホテル等も避難生活が必要となった高齢者や障害者等災害要援護者を対象とした避難場所に活用できるが、これは災害救助法の対象とはならない。(×)

解説：災害救助法では、避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能である。

2限 「仮設住宅のライフサイクル」(大水氏)

1、応急的な住宅対策には、複数の選択肢が存在するため、これらの中から、被災者ニーズと地域特性に合わせバランスのとれた計画を策定することが重要である。(○)

2、応急仮設住宅は、迅速かつ大量供給が必要とされる。画一的な住戸形式や住環境整備の遅れ等の問題が生じることがある。(○)

3、応急仮設住宅の入居の際は、高齢者の入居が最優先となるよう配慮することが、被災者の早期自立に有効である。(×)

解説：バランスのとれた世帯構成等にきめ細かく配慮することが有効

4、応急仮設住宅の必要戸数は、災害発生直後に概算するが、その後、被害戸数の詳細調査や応急仮設住宅の申込状況等も勘案し、必要戸数を補正する必要がある。(○)

5、応急仮設住宅の建設は、協定が締結されていない民有地を建設地に選定することは避けるべきである。(×)

解説：用地が不足している場合には、協定締結の有無にかかわらず建設地を選定することが望まれる

3限 「医療による被災者支援」(阿南先生)

1、災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームのことを DMAT と呼ぶ。(○)

2、災害拠点病院は各都道府県が指定する。(○)

3、DMAT が対象とする災害は広域（遠隔地）災害のみである。（ × ）

解説：広域（遠隔地）災害である地震や津波に加えて、地域災害（電車事故、自動車事故、雪崩、竜巻）も対象である。

4、避難所では、医療機関受診ができない、常用薬が手に入らない、環境が悪い、ストレスなどが原因で多くの滞在者が病人になることがある。（ ○ ）

5、災害時の医療機関は災害拠点病院、一般病院、診療所、救護所と階層別に役割を設けることが望ましい。（ ○ ）

4 限 「被災者支援の個別課題」（森永先生、小海先生、山本氏）

1、遺体対策を具体的に想定し、プロジェクト的に調整する担当を設置しておく必要がある。（ ○ ）

2、東日本大震災での災害関連死の原因は病院の機能停止によるものがほとんどである。（ × ）

解説：一番多いものは、避難所等における生活の肉体・精神的疲によるものである。

3、アメリカには「善きサマリア人法」と総称される法律があり善意で救命手当等の救助行為にでた者について、その行為に過失の無いことをもって、責任を免除しようとする内容を含んでいる。（ × ）

解説：その行為に過失があっても責任を免除する内容を含む。

4、広域避難は、行政主導による地区単位など一定のまとまりで避難する「集団避難」と個人や家族等の単位で避難するいわゆる「自主避難」に分けられる。（ ○ ）

5、広域避難者の孤立解消のためには、見守り支援の体制を確立させるだけでなく、避難者と出身自治体を「情報」で結びつけることに留意する。（ ○ ）

5 限 「仮設住宅のライフサイクル」（白川先生）

1、中越沖地震時の柏崎市では、入居者の退去が確認できた団地から、随時プレハブ建築協会と協議を重ね、撤去工事を開始した。復旧後の用途がどのようなものなのかに関わらず、撤去にあたっては全ての用地は現状復旧が原則となっているために元に戻した。（ × ）

解説：撤去にあたっては現状復旧を原則としているが、敷地管理者からの復旧後の用途に関する要望等も考慮し、プレハブ建築協会からできるだけの対応をしていただいた。

H27 年度第 2 期_復旧復興コース 確認テスト（解答）

次の説明が正しいと思う場合は○を、誤っていると思う場合は×を記載して下さい。

Q1：瓦礫の撤去が遅れると、復興が遅れるので、倒壊した家屋をいち早く撤去するように努め、行政が強力に主導して一気に都市計画決定を行わなければならない。（ × ）

瓦礫の撤去が遅れると復旧は遅れるかもしれないが、復興は遅れない。復興都市計画には住民参加が不可欠である。都市計画決定後も、復興のための住民組織であるまちづくり協議会を設置して、事業決定に向けて計画内容の詰めを行う「2段階都市計画決定」などの取組が必要である。

Q2：災害は、地域の基盤と社会、産業に被害を与えるものであり、災害からの復興は、①基盤復興、②社会（コミュニティ）復興、③産業復興の3次元で進めなければならない。（ × ）

被災者の復興である家族復興を加えた4次元である。

Q3：自然災害により被災した公共土木施設の復旧工事を実施するにあたり、災害査定前に実施した復旧工事には、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に定める国庫対象とならないので注意が必要である。（ × ）

自然災害により被災した公共土木施設を迅速・確実に復旧する目的で制定された「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」では、災害査定前に実施した復旧工事も、災害復旧事業に合致するものであれば、全てが国庫負担の対象となる。

Q4：災害等廃棄物処理事業費補助金によって、暴風・洪水・高潮・地震、その他異様な天然現象により被害を受け発生した災害廃棄物を処理するために被災市町村が要した経費は、二分の一を国が負担し、残り被災市町村負担分の8割を上限に特別交付税措置がされるが、仮設トイレのし尿や、災害起因でない海岸の漂流物は補助対象とならない。（ × ）

仮設便所、集団避難所から排出されたし尿、海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の收拾、運搬および処分は、対象事業に含まれる。

Q5：みなし仮設住宅はプレハブ仮設住宅と比べて、既存物件を活用することから入居期間が短く、建設コストがかからないうえ、立地が広域分散的であるため、被災者の現状把握が容易で、支援格差が発生しにくいなどメリットが多い。（ × ）

広域点在するみなし仮設住宅に居住する被災者の現状把握は困難で、大変な労力が必要となる。

Q6：被災地経済の復興推進上、障害となるのは、公共インフラの途絶が最大の原因であるので、公共施設の復旧に資源を集中させなければならない。諸々の規制、様々なギャップの存在（被災地と被災地外、官と民、製造業と非製造業など）、被災地域内の復興意欲減退などは、都市が復興すれば自然に解消されてくるので、考慮すべきではない。（ × ）

公共インフラの途絶が最大の原因とは言い切れず、復興が遅れる原因には規制、ギャップの存在、復興意欲減退等が挙げられる為、それぞれに適した支援策を考慮する必要がある。

➡ 裏に続く

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。

Q7：復興の基本目標は、自立「被災者・被災地が自立できるようにする」、安全「悲劇を繰り返さないようにする」の2大必要条件の実現であり、社会が抱えている問題の解決をはかる変革は、もはや復旧を超えているので復興ではない。(×)

自立・安全・変革の3つが復興の基本目標であり、そのいずれが欠けても復興とは言えない。

Q8：被災地の「復興計画づくり」において最も重要な事項は、行政主導による都市区画整理の迅速な推進である。(×)

最も重要な事項は、住民の理解である。

Q9：大規模災害の復興においては、いったん決めた復興施策は見直すことなく、一貫した推進が求められる。(×)

特に大規模災害からの復興過程においては、被災地の市民が感じている復興状況（仕事、住宅、地域経済等）について定期的、継続的にモニタリングし、復興施策の見直しを図ることが重要である。

Q10：東京都および都下の多くの区市では、阪神・淡路大震災の5倍の被害が出るという被害想定のため、事前復興対策よりも、被災後いかに迅速に復興するかの体制づくりに重点を置くようになった。(×)

東京都や都下の多くの区市では、復興対策や復興計画の立案・策定の理念や手順を「震災復興マニュアル」や「震災復興グランドデザイン」として準備しておく事前復興対策に積極的に取り組んでいる。

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。

H27 年度第 2 期_計画立案コース 確認テスト（解答）

次の説明が正しいと思う場合は○を、誤っていると思う場合は×を記載して下さい。

Q 1 : 計画を立案する過程とは、状況把握、目標設定、対策決定、担当決定の 4 つの要素を決めることである。
(○)

Q 2 : ハーバートケネディスクールのハイフェッツ教授によると、リーダーシップとは、1) 方向性を示すこと、
2) 安全を確保すること、3) 秩序を定めること、の 3 つの要素が重要である。(○)

Q 3 : 災害対応方針を作成し、施策の詳細を決定することなど全てはトップの指示を仰いで迅速に行われることが望ましい。(×)

トップダウンの指示は対応方針を決定することまでで、それ以降の細かな施策や事業の列挙は各部署や担当が考えるべき事項である。

Q 4 : 災害発生後の初動期では、情報がない状況で「いのちを守る」→「事態の沈静化」→「財産の保全」の
順番で災害対応目標を設定する L I P という考え方がある。(○)

Q 5 : 目標管理型の組織マネジメントでは、以下のサイクルで回すことが望ましい。(○)



Q 6 : 災害発生直後の応急措置のために、応援自治体が自主的に短期間職員を派遣することを派遣という。この
場合、身分の移動を伴わない。一方、災害発生後に被災自治体からの要請に基づき行われる職員の派遣を応援
という。この場合、身分は派遣先との併任となる。(×)

前者は応援で、後者は派遣が正解。

Q 7 : 災害時に支援を円滑に受け入れ、それを効果的に被災者支援に活用するために、支援を要する業務や、支
援受入体制を定めた計画のことを災害受援計画という (○)

→裏に続く

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。

Q 8 : 災害救援で訪れた人には、住所と地物など、処理速度の速い情報をまずは伝達すべきである。(×)
**津波・地震などによる家屋倒壊や土砂災害の被災地では、目標物がなくなり周囲の情報が一変することがある。
そのため、最悪の場合を想定して、位置情報の特定方法を複数持っておくことが重要である。**

Q 9 : 災害対応計画の策定で必要なことは、災害対応に関わる全ての関係者が共有する目標を立てることである。
災害対応を行う行政の視点から目指すべき目標を設定し、全庁での対応方針を決定する。(×)
被災住民の視点から目標を設定することが重要である。

Q 10 : 目標管理型の災害対策本部会議では、①被災地の現状、②対応活動の状況、③対応における課題を把握したうえで、今後の状況予測を元に対応目標を設定し、関係部局で共有するプロセスであり、前回の本部会議で決定し、共有した対策目標の進行管理はするべきではない。(×)
まずは、前回会議の対策目標の進行管理を行った後に、①→②→③を実施し、今後の状況予測を行い、対策目標を立てることが望ましい。

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。

H27 年度第 2 期_広報コース 確認テスト（解答）

Q 1：目標管理型災害対応を実現するための組織マネジメントとして、統括調整部の設置、組織横断型、本部会議の改善、ミドルクラスによるマネジメントの強化がある。（ ○ ）

Q 2：放送局は、東日本大震災の教訓から、震災後も変わりなく、現場の取材経由のみで情報や映像を入手するようにしている。（ × ）

解説：インターネット経由での情報入手を強化している。スマートフォンなどの投稿アプリ、ツイッターなど様々なデータから、情報収集を行っている。

Q 3：適切な対応・行動を促すための情報とは①誰もが入手でき、理解できるものであること、②専門家などによって科学的に評価されたものであること、③人々の行動に結びつくものであること、などが必要である。（ ○ ）

Q 4：巨大災害が発生した直後に被災者の多くが望む情報は、家族や知人の安否などの情報である。（ ○ ）

Q 5：巨大災害が発生して 4～6 日後から被災者の多くが望む情報は、地震規模などの情報である。（ × ）
解説：4～6 日後は食料や入浴などの生活情報が必要とされる。

Q 6：災害に関する情報発信で大切なことは、被災社会の安定、外部からの支援呼び込みなどにつながる情報発信である。（ ○ ）

Q 7：市町村には直接広報手段の整備・運用戦略（メディアデザイン）が不可欠である。（ ○ ）

Q 8：記者会見やぶら下がりで、記者の圧迫質問を回避する方法として、動画配信が有効である。（ ○ ）

Q 9：テレビの中継車がやってきた場合は、庁舎からなるべく離すべきである。（ × ）

解説：来庁者や災害対応を阻害しない報道用の駐車スペースを設け、会見場までのケーブル敷設も考慮した場所が望ましい。

Q 10：情報は食料などと共に、被災者にとっても、支援者にとっても必要なものである。必要な情報は発生からの時間経過と共に変わっていく。（ ○ ）

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。

H27 年度第 2 期_総合コース 確認テスト（解答）

次の説明が正しいと思う場合は○を、誤っていると思う場合は×を記載して下さい。

- Q 1 : 事業・業務マネジメント（BCM）の要点は、まずは「己を知る」業務オペレーションの可視化が重要である。（ ○ ）
- Q 2 : 国や地方公共団体、企業等それぞれの組織が単独で、事業/業務継続を行っても、実際には事業/業務を継続することができないので、官民連携による地域型事業/業務継続を推進することは重要である。（ ○ ）
- Q 3 : 自然災害は自然の事象によるハザードのみに依存するわけではなく、社会の事象に対する脆弱性にも強く依存し、これらを取り込んだリスク評価が災害予測の基本となる。（ ○ ）
- Q 4 : 津波に関する情報は地震発生直後に気象庁から発表されるので津波襲来までに時間的余裕があり、具体的対応はその都度考えればよい。（ × ）
事前にシナリオを想定しアクションプランを作成するなど、災害発生時に迅速に対応できるように備えることが重要。地震調査研究推進本部においても津波評価部会を設置し、情報を提供している。
- Q 5 : ICS とは標準化された、現場レベルでの、あらゆるハザードに対するインシデント対応についての概念である。様々な管轄や組織間の協調的な対応を可能にし、人的・物的資源の計画と管理について、共通の過程を確立する。また、共通の組織的構造内での統合を可能にするための手法である。（ ○ ）
- Q 6 : 災害対応に係る業務を効率的・効果的に行うには、災害対応に携わる各部署は執務室で担当業務に専念することが適当である。（ × ）
災害対応に関わる関係機関や部局が同じ大部屋で執務をする事により情報共有を図ることが重要である。
- Q 7 : 目標管理型災害対応は以下の流れで行われる。
『状況予測⇒情報収集⇒情報分析⇒目標設定⇒対応方針⇒対策実施』（ × ）
正しくは「情報収集⇒情報分析⇒状況予測⇒目標設定⇒対応方針⇒対策実施」
- Q 8 : 災害対応計画の策定に必要なことは、災害対応に関わる全ての関係者が共有する目標を立てることである。
災害対応を行う行政の視点から目指すべき目標を設定し、全庁での対応方針を決定する。（ × ）
被災住民の視点から目標を設定することが重要である。
- Q 9 : 2012 年 10 月ニューヨーク大都市圏を襲ったハリケーン・サンディでは、「被害の発生を前提とした防災」を前提にタイムライン式対応計画（事前行動計画）を使って減災を実現した。（ ○ ）
- Q 10 : 災害対応マニュアルを作成することは、成果物だけでなく、作成する過程そのものも成果の一つである。また継続的に更新・維持することが重要である。（ ○ ）

この用紙はご本人のご確認用としてお持ち帰り下さい。